

発議案第8号

北上市議会議員定数条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものとする。

平成31年3月22日提出

提出者 北上市議会議員 平野明紀

賛成者 北上市議会議員 三宅靖

同 高橋晃大

提案理由

北上市議会の議員の定数を現行の26人から2人を減じ、24人にしようとするものである。

北上市議会議員定数条例の一部を改正する条例

北上市議会議員定数条例（平成14年北上市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、北上市議会の議員の定数は、 <u>26人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、北上市議会の議員の定数は、 <u>24人</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。